

宝塚市特別職報酬等審議会答申書

令和2年（2020年）12月25日

宝塚市特別職報酬等審議会

令和2年（2020年）12月25日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市特別職報酬等審議会
会長 林 宏昭

宝塚市特別職の報酬等の額の改定について（答申）

令和2年（2020年）8月4日付宝塚市諮問第22号で諮問のあった標記のことについて審議を重ねた結果、下記のとおり答申する。

記

1 はじめに

令和2年（2020年）8月4日、宝塚市特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）は、議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の改定に関し、その「適正な額」及び「実施時期」について市長から諮問を受けた。

平成20年度以降、3年ごとに審議会は開催され、特別職の報酬等の見直しを行ってきており、今回は平成29年度以来の開催となった。

本審議会は、各委員の持つ専門的な知見や市民としての立場から意見交換を行いながら、慎重に審議を重ね、その結果について合意を得たので、答申としてとりまとめることとした。

については、答申本文のみならず、結論に至る議論の経過を示す議事録も十分斟酌され、今後の行政運営に生かされるよう要望する。

2 審議の内容

（1）基本的な考え方

前回答申においては、類似団体及び近隣市である阪神間各市（尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、川西市及び三田市）の特別職との報酬等水準の均衡及び物価や賃金などの社会経済情勢の変化を示す指標等について検証したところ、各指標においては報酬等の額を引き上げる根拠となり得るものもあったが、今後の財政見通しに不透明感があること及び市民感覚としては景気回復傾向の中であっても、市民の中に生活が好転している実感に乏しいこと等を考慮し、改定は行わない旨の結論を得た。

前回答申の申し送り事項として、市長、副市長及び教育長に給料の他、地域手当が支給されていることが市民には分かりにくいとため、地域手当の給料への集約を検討する

ことが挙げられていたため、当該事項についても検討を行った。

また、類似団体や阪神間各市との報酬等の額を比較するだけでなく、民間賃金や宝塚市の一般職の職員、物価指数等を多角的に考慮し、様々な面からアプローチすることにより、より多くの理解が得られるよう検討を行った。

なお、宝塚市の市長、副市長及び教育長には給料、地域手当及び期末手当が、議長、副議長及び議員には報酬及び期末手当が支給されているが、他市との比較においては、市によって期末手当の支給月数等算定方法が異なることや、地域手当を現に支給している市と支給していない市があり、支給している市においても支給割合が異なることから、年収額ベースにより行った。

(2) 審議会で考慮した指標等

ア 宝塚市の財政状況

平成30年度決算では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく指標（実質公債費比率及び将来負担比率）については、宝塚市はいずれの指標においても法に定める基準以内の水準であり、現時点では概ね健全と評価できる状態を維持している。

ただし、地方公共団体の財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は95.8%で、一般財源のほとんどが経常的な経費に費やされているため、使途の自由度がなくなっており、財政構造が硬直化していることを示している。

また、今後市財政に大きく影響する事項として、新ごみ処理施設の建設と病院事業会計への支援のための財政支出が挙げられる。新ごみ処理施設の建設は、答申時点で明確な予算額は確定していないが、大規模な支出になることが見込まれ、病院事業会計への支援については、市立病院の経営状況は監査法人による経営分析結果によると、令和2年度決算では15億8,800万円の損失を見込んでおり、経営状況が現状のまま推移すると、令和3年度以降も毎年5億円前後の損失が出ることを見込んでいる。

イ 社会経済情勢の変化

前回答申からの社会経済情勢の変化を示す指標として、①新型コロナウイルス感染症による経済への影響、②消費者物価指数、③賃金指数、④宝塚市の一般職の職員の給与改定率について検討した。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響として、内閣府の試算では2020年度の名目GDP成長率が▲4.1%とされていることから、市税収入も同程度の減収となることが予測される。また、宝塚市における市民税及び国民健康保険税の納付相談が4月以降は前年度同時期と比較し増加している。
- ② 消費者物価指数は、兵庫県の指数を参考とし、平成27年を100とした

場合、前回答申の平成29年は100.4、平成30年は101.2、令和元年は101.7であった。消費者物価指数は平成25年以降わずかず上昇している。

- ③ 賃金指数は、国及び兵庫県の名目賃金指数と実質賃金指数を検討した。なお、国は令和元年までの数値が公表されているが、兵庫県は平成30年が最新の数値となっている。

名目賃金指数については、平成27年を100とした場合、平成30年は国が101.6で兵庫県が106.9であり上昇傾向にあったが、令和元年の国の数値は101.4であり前年比で減少した。

実質賃金指数については、平成27年を100とした場合、国は平成28年の100.3をピークに減少し、令和元年では99.1となったが、兵庫県は平成30年まで上昇し続け、平成30年が105.4となっている。

- ④ 宝塚市の一般職の職員の給与改定率については、国の一般職の職員の給与改定に準じて、平成26年度以降増額改定が続いている。

ウ 他の地方公共団体の特別職の年収額

阪神間各市及び類似団体との比較を行った。

まず、宝塚市と阪神間各市との特別職ごとの平均年収額を比較したところ、宝塚市がいずれの特別職についても阪神間各市の平均年収額を下回っており、阪神間各市の平均年収額と凡そ同額とするためには、特別職により率は異なるが、報酬等の月額を0.4%~5.4%増額する必要がある。

次に、類似団体との比較では宝塚市がいずれの特別職についても類似団体の平均年収額を上回っており、類似団体の平均年収額と凡そ同額とするためには、特別職により率は異なるが、報酬等の月額を4.5%~15.3%減額する必要がある。

エ 特別職と部長級職員との年収額の比率

類似団体及び阪神間各市の特別職と一般職の最高役職である部長級職員との年収額の比率を比較した。宝塚市、類似団体及び阪神間各市において、部長級職員の年収額に対する特別職の比率は下表のとおりであった。

	市長	副市長	教育長	議長	副議長	議員
宝塚市	1.78	1.45	1.24	1.13	1.02	0.93
類似団体	1.77	1.46	1.29	1.04	0.94	0.87
阪神間各市	1.75	1.43	1.22	1.17	1.04	0.94

3 審議の結果

以上特別職の報酬等の決定に際し、考慮すべきと考えられる各要因について検討し、これらについて、総合的に審議を行った結果、次の結論に達した。

(1) 結論

議会議員の報酬並びに市長、副市長及び教育長の給料の額は、現行から1.3%の減額を行い、かつ、市長、副市長及び教育長の地域手当を廃止し、退職手当を含めた1期当たりの総収入額が、減額後の給料額に基づき算出した1期当たりの総収入額を上回らないよう給料の額に集約した次の額が適当である。改定時期については、令和3年4月11日に市長選挙が予定されていることに鑑み、令和3年5月1日付の改定が適当である。

市長	給料月額	1,072,400円
副市長	給料月額	881,100円
教育長	給料月額	758,100円
議長	報酬月額	702,400円
副議長	報酬月額	631,100円
議員	報酬月額	579,400円

(2) 結論に至った経緯

上記2(2)の指標等を検討した結果、現在及び今後の財政状況を重視すべきとの意見があり、新型コロナウイルス感染症の影響により今後は本市の財政状況が悪化することが予測されるため、市民感情を踏まえると、特別職の報酬等についても一定の減額改定を行うべきとの結論に至った。

改定率を審議するに当たり、宝塚市と財政状況が似通った類似団体として、将来負担比率が宝塚市の上下10%の類似団体(春日部市、平塚市、大和市、沼津市)及び、阪神間各市のうち将来負担比率が宝塚市と近似値にある西宮市の特別職の年収額を比較することとした。なお、議会議員の活動状況は各団体により差があるため、活動状況が概ね似通ったものである市長、副市長及び教育長の年収額で比較を行った。比較の結果、宝塚市は上記5団体の平均の年収額より1.3%上回っていたため、一律1.3%の減額を行うとの結論に至った。

次に、特別職の報酬等を審議するに当たり、年収又は1期当たりの総収入額をベースに検討を進めたが、市長、副市長及び教育長に支給されている地域手当が、市民からは分かりにくいものとなっているため、給料に集約すべきとの結論に至った。なお、地域手当を単純に給料に集約した場合、給料の額に基づいて算出される退職手当の金額が増加し、1期当たりの総収入額が増加することから、単純に給料に集約するのではなく、1期当たりの総収入額が1.3%減額後の収入額を上回らないよう給料の額を算出した。

審議会では、特別職の報酬等の額を決定するに当たり、財政状況のみをもって決定するのではなく、仕事に見合った報酬である必要があり、また、新型コロナウイルス感染症のような特殊な事情の報酬等への反映については、令和2年6月から実施している報酬等の減額に見られるように、その時々状況に合わせて特別職が自主的に判断すべきであるとの意見があった。

その他、委員から特別職の報酬等について、事後的な評価により報酬を決定する、また、基本給部分と成果給部分とに分けるべきとの意見もあった。

今後も概ね3年ごとを目安に本審議会を開催するとともに、特別職の報酬等については、引き続き他市の事例も参考に、様々な指標を多角的に検討することにより、市民の理解と納得が得られる審議を実施すべきである。

最後に、本審議会では議会議員の月額報酬並びに市長、副市長及び教育長の月額給料の額について検討したが、期末手当の支給月数については、今後も毎年的人事院勧告の要旨を踏まえ決定される国家公務員の特別職に適用される期末手当の月数に準じて改定することが望ましいことを申し添える。

宝塚市特別職報酬等審議会開催状況

開催回	開催日	内容
第1回	令和2年8月4日	委員委嘱、会長選出、諮問、審議会傍聴要領の採決、参考資料等の説明・検討、質疑応答
第2回	令和2年9月11日	資料の検討、特別職の報酬額等の審議
第3回	令和2年10月6日	特別職の報酬額等の審議、答申内容についての検討、答申に盛り込むべき内容についての検討
第4回	令和2年11月9日	特別職の報酬額等の審議、答申案についての検討、採決

宝塚市特別職報酬等審議会委員

役職	氏名	所属	構成
会長	林 宏昭	関西大学経済学部教授	知識経験者
会長職務 代理者	岩本 安昭	弁護士法人興和法律事務所 (弁護士)	
委員	小塩 英樹	近畿税理士会西宮支部 (税理士)	
委員	上月 英子	宝塚商工会議所	市内の公共的 団体等の代表 者
委員	廣嶋 萬久	宝塚市自治会ネットワーク会議	
委員	中村 京美	連合兵庫東部地域協議会	
委員	末永 弥生	公募による市民	
委員	橋間 美由紀		